

## 給水装置、排水設備の情報閲覧及び台帳交付の取り扱いについて

### 1 基本事項

情報閲覧や台帳交付ができるのは給水装置または排水設備の使用者又は所有者であり、「給水装置又は排水設備の個人情報の本人」になります。このため、本人以外の方が閲覧等を行う場合には、本人の同意書が必要になります。

また、閲覧者が本人であるか否かに関わらず、閲覧者を確認できるもの等が必要になります。

### 2 閲覧等を行う場合に必要なもの（身分の確認）

#### (1) 本人が閲覧等を行う場合

○本人確認ができるもの ⇒ 運転免許証、健康保険証など

#### (2) 本人以外の方が閲覧等を行う場合（身分の確認＋同意書）

##### ア 同意する方が当該施設の所有者の場合

①同意書

②同意をいただいた方の本人確認（会社が同意をいただいている場合は社員証）

①と②が必要

##### イ 同意する方が当該施設の利用者の場合

上記アと同様

##### ウ 当該施設の売買仲介をする予定の不動産事業者の場合

①同意書

②同意書に代わる専任媒介契約書等本書 ⇒ コピーを取らせていただきます。

③社員証での本人確認

①または②どちらかと、③が必要

### 3 閲覧等を行う場合に必要なもの（場所の確認）

上記2（1）と（2）アの場合で、建物を人に貸したりしていて、当該施設の所有者である確認がとれないとき ⇒ 登記事項証明書、売買契約書、権利証など

### 4 注意事項等

○本情報と現在の給水装置、排水設備の所有者が異なっても、横須賀市上下水道局では関与することができません。

○本情報の目的外利用や漏えいはしないでください。利用後は速やかに本情報を廃棄してください。

### 5 手数料

情報の閲覧 ⇒ 無料

台帳の交付 ⇒ 1枚 300円（排水設備はしゅん工から5年以内分）

# 同意書

平成 年 月 日

住所（所在地）

氏名（法人名）



（代表者氏名）

私は、横須賀市上下水道事業管理者が保有する次の給水装置、排水設備の情報を下記の者に提供することについて同意します。

<<閲覧等を行う施設>>

給水装置 ・ 排水設備

場所

使用者または所有者

情報の内容 台帳に記載された情報（閲覧及び写しの交付）

記

<<閲覧等を行う者>>

住所（所在地）

氏名（法人名）

（代表者氏名）

（担当者氏名）

本情報の目的外利用、漏えいはしません。  
本情報の写しの交付を受けた後は速やかに廃棄します。

事務処理欄	本人を確認した資料 同意を確認した資料	免許証、健康保険証、社員証など	その他（ ）
	①台帳にて確認（料金課確認含）	②登記事項証明書・売買契約書	
	③住民票・除票・戸籍	④相続関係のわかる書類	
	⑤委任状（弁護士・司法書士）		

給水装置または排水設備の使用者または所有者の住所と氏名を記入します。（「給水装置または排水設備個人情報の本人」とします。）記名、押印（認印可）してください。

## 同意書

# 見本

平成 年 月 日

住所（所在地） 横須賀市小川町 11 番地

氏名（法人名） 横須賀太郎



（代表者氏名）

私は、横須賀市上下水道事業管理者が保有する次の給水装置、排水設備の情報を下記の者に提供することについて同意します。

<<閲覧等を行う施設>>

給水装置 ・ 排水設備

場所 横須賀市追浜町 999

使用者または所有者 横須賀太郎

情報の内容 台帳に記載された情報（閲覧及び写しの交付）

給水装置・排水設備に○をつけて、情報閲覧・台帳交付を希望する場所と「給水装置または排水設備個人情報の本人」の氏名を記入します。

記

<<閲覧等を行う者>>

住所（所在地） 横須賀市〇〇町 11-2

氏名（法人名） 横須賀市役所株式会社

（代表者氏名） 代表取締役 横須賀太郎

（担当者氏名） 不動産部 〇〇彰人

委任契約などで窓口に来た人で「給水装置または排水設備個人情報の本人」の同意をもらった人の住所、氏名などを記入します。このとき同意をもらって窓口に来た人の本人確認も必要になります。

本情報の目的外利用、漏えいはしません。  
本情報の写しの交付を受けた後は速やかに廃棄します。

事務処理欄 本人を確認した資料 免許証、健康保険証、社員証など その他（ ）

同意を確認した資料

- ①台帳にて確認（料金課確認含）
- ②登記事項証明書・売買契約書
- ③住民票・除票・戸籍
- ④相続関係のわかる書類
- ⑤委任状（弁護士・司法書士）